

事業系ごみの出し方

ごみの適正処理について

ごみは家庭から排出される「家庭系ごみ」と、事業活動に伴って排出されるごみ「事業系ごみ」に分類されます。

このうち土浦市は、「家庭系ごみ」のみを町内の集積所から収集しております。

事業を営んでいる商店、事務所、飲食店、工場、病院、官公庁などから出る「事業系ごみ」は、事業者自らの責任と負担において、ごみ減量・再利用に努めるとともに、責任を持って適正に処理していただくこととなります。そのため、**町内の集積所には出せません**ので、よろしくをお願いします。

なお、下記に従い事業系ごみは「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分類されますのでご注意ください。

● 産業廃棄物

事業活動に伴うごみのうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、建設廃材、がれき類、ばいじん類、特定の業種から排出される紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・動物のふん尿・動物の死体など



【処理の仕方】

産業廃棄物処分業者に持ち込むか、産業廃棄物収集運搬業者に依頼し処分してください。

また、金属類に関しては古物商で引き取ってもらえる場合もあります。産業廃棄物収集運搬業者については市役所環境衛生課までお問い合わせください。

● 一般廃棄物

事業活動に伴うごみのうち、産業廃棄物以外のごみ



【処理の仕方】

町内の集積所には出せませんので、再生業者に委託してリサイクルするか、土浦市清掃センターに自ら搬入もしくは一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して処分してください。

※再生業者に委託する場合

缶・ビン・ペットボトル・古布・電池・紙類は、再生業者に依頼しリサイクルしてください。再生業者は、市役所環境衛生課にお問い合わせください。

※土浦市清掃センターに搬入の場合

以下のものにかぎり搬入できます。

- ・紙ごみ
- ・新聞、雑誌、書籍、ダンボール
- ・従業員の方の飲食物・飲食容器（弁当容器、缶、ビン、ペットボトルなど）
- ・木くず（長さ1.5メートル、太さ20センチメートルまで）
- ・乾電池（少量の場合）
- ・食品残さ（食品製造業・医薬品製造業・香料製造業において原料として使用される動植物性残さ、通常の製造工程から排出される製品くずは、産業廃棄物になりますので搬入できません。）

新聞、雑誌、書籍、ダンボール、缶、乾電池はリサイクルされます。それ以外のリサイクルできるものに関しましては再生業者にご依頼いただくようお願いいたします。

缶、ビン、乾電池の不燃物を搬入する場合は事前に、清掃センターで「不燃性一般廃棄物搬入届出書」を記入してください。（搬入物・搬入車両ナンバー等を記入）

搬入時間

月曜日から土曜日の9時～12時、13時～16時です。

搬入手数料

10kgにつき205円（ただし、10kg未満は無料）です。

※平成26年度5月1日から10キログラム未満は無料がなくなり、全量で有料となります。